

議案第64号

## 静岡市風致地区条例の一部改正について

静岡市風致地区条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市風致地区条例の一部を改正する条例

静岡市風致地区条例（平成16年静岡市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第3条第28号中「(特定規模電気事業を除く。)」を削り、同条第29号中「同法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するガス工作物の設置に限り、」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条第28号の改正規定は、公布の日から施行する。